

# 【パブリックコメントを実施しています】

パブリックコメントは、村が公表する重要な施策案や計画案に対して、村民の皆さんから広く意見を公募する制度です。寄せられた意見を参考にすることで、より良い村政運営を目指します。

## ①「東海村水道事業経営戦略(案)」 ②「東海村下水道事業経営戦略(案)」 へのご意見をお寄せください



▲水道課HP



▲下水道課HP

村では、将来にわたり上下水道事業を安定的かつ持続的に推進するため、①「東海村水道事業経営戦略」や、②「東海村下水道事業経営戦略」の改定を進めています。それぞれの計画(案)について、皆さんのご意見をお寄せください。

**公表期間**▼3月11日(水)まで

**公表場所**▼▽水道課(①のみ) ▽下水道課(②のみ) ▽各コミュニティセンター ▽村立図書館 ▽村公式ホームページ

**その他**▼▽必要事項は必ずご記入ください。▽内容について個別に確認する場合があります。▽個々の意見へ個別に回答はしません。▽寄せられたご意見は計画策定の参考とします。▽意見の概要は公表(匿名)を予定しています。

**提出方法**▼3月11日(水)まで(消印有効)に、任意の様式に必要事項(▽案件名①「東海村水道事業経営戦略(案)」または②「東海村下水道事業経営戦略(案)」▽住所 ▽氏名 ▽年齢 ▽電話番号などの連絡先)を記入の上、郵送、ファックス、メール、持参のいずれかで、①は水道課業務担当、②は下水道課管理・業務担当(〒319-1192 東海三丁目7番1号 FAX283-2373 ①✉suidou@vill.tokai.ibaraki.jp ②✉gesuidou@vill.tokai.ibaraki.jp)へ提出してください。

**【問い合わせ】**▽水道事業経営戦略に関すること…水道課業務担当(☎282-1711 内線1152)  
▽下水道事業経営戦略に関すること…下水道課管理・業務担当(☎282-1711 内線1192)

## 自衛隊への情報提供を望まない方は、 除外申し出ができます

村では、法令に基づき防衛大臣からの求めに応じて、自衛官や自衛官候補生の募集に必要な情報を提供しています。自衛隊への情報提供を望まない場合は、除外申し出を行うことで情報提供の対象から外れることができます。

### 情報提供対象

村に住民登録がある日本人のうち、情報提供を行う年度に18歳または22歳になる方

### 提供される情報

▽住所 ▽氏名 ▽生年月日 ▽性別

### 【令和8年度の除外申し出】

**対象**▼村に住民登録がある日本人で、▽平成20年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた▽平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた——のいずれかに該当する方

**申し出期限**▼4月30日(木)まで

**申し出方法**▼郵送、いばらき電子申請・届出サービスまたはお越しの上、住民課住民担当(〒319-1192 東海三丁目7番1号)へ申出書を提出してください。※詳細は村公式ホームページをご覧ください。



▲村公式HP

**【問い合わせ】**住民課住民担当(☎282-1711 内線1124)